

あなたの戸籍・住民票が

第三者に交付されたらお知らせする制度

本人通知制度

この制度は、あなた以外の第三者があなたの住民票や戸籍などを取得した場合に、その事実を郵送でお知らせする制度です。登録していただくことで、第三者による不正請求や不正取得を抑制し、不正に取得した個人情報を結婚相手の身元調査やストーカー、詐欺等の犯罪に悪用するといった個人の権利侵害を防止することを目的としています。

この制度を利用するためには、事前申請が必要です。

※注意事項※

この制度は、第三者から住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録した方に確認したりする制度ではありません。

第三者？なぜ、本人以外が請求できるのか？

■「第三者」とは

代理人：本人や戸籍に記載されている人から委任状により依頼を受けた方

代理人以外：自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要がある方や正当な理由がある方

八士業：弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士が依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求ができます。

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば「第三者」でも請求できると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。



登録は…簡単！無料！

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（公的機関発行の顔写真付きのもの））1点、
健康保険証など（顔写真のない場合）2点
（期間は無期限*1）

※1 登録した内容に変更があった場合は、届出が必要です。

問い合わせ先

羽生市役所 市民生活課市民係 ☎048-561-1121（内線 135・137）